

「カード規定」「ろうきんカードローン・カード規定」／「ICカード特約」

1. (特約の適用範囲等)

- (1) この特約は、ICカード(従来のキャッシュカードおよびローンカードの機能に加え、全国銀行協会ICキャッシュカード標準仕様に定める機能その他当金庫所定の取引にかかる機能(以下かかる機能を総称して「ICチップ提供機能」といいます。))の利用を可能とするカードのことをいいます。)を利用するにあたり、適用される事項を定めるものです。ただし、ICカードにおけるICチップ提供機能を利用しない取引は除くこととします。
- (2) この特約は、カード規定およびろうきんカードローン・カード規定(以下「カード規定等」といいます。))の一部を構成するとともにカード規定等と一体として扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関してはカード規定等が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかはカード規定等の定義に従います。
- (4) ICカードにおけるICチップ提供機能を利用しない取引は、カード規定等が適用されます。

2. (ICチップ提供機能の利用範囲)

ICチップ提供機能は、この機能の利用が可能な現金自動預金支払機、現金自動支払機およびその他の端末(以下「ICカード対応預金支払機等」といいます。))を利用する場合に、提供されます。

3. (ICカードの利用)

当金庫、当金庫がオンライン現金自動預金支払機もしくは現金自動支払機の共同利用による現金預入業務、現金支払業務または振込業務を提携した労働金庫および金融機関(以下それぞれ「現金預入業務提携先」、「現金支払業務提携先」、「振込業務提携先」といいます。))が設置する現金自動預金支払機、現金自動支払機およびその他の端末(以下「預金支払機等」といいます。))には、一部にICカードの利用ができないものがあります。この場合、当該預金支払機等ではカード規定「1. カードの利用」およびろうきんカードローン・カード規定「1. カードの利用」の定めにかかわらず、ICカードは利用できません。また、新規発行・再発行・再交付等でICカードを発行する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

4. (1日あたりのカード利用限度額)

当金庫は、当金庫、現金支払業務提携先および振込業務提携先のICカード対応預金支払機等および預金支払機等を利用した1日および1か月あたりの利用限度額について、ICチップ提供機能を利用した場合と、ICチップ提供機能を利用しない場合に分けて、それぞれ定めるものとします。

5. (ICカード対応預金支払機等の故障時の取扱い)

ICカード対応預金支払機等の故障時には、ICチップ提供機能の利用はできません。

6. (ICチップ読取不能時の取扱い等)

- (1) ICチップの故障等によって、ICカード対応預金支払機等においてICチップを読取ることができなくなった場合には、ICチップ提供機能の利用はできません。この場合、当金庫所定の手続に従って、すみやかに当金庫にICカードの再発行を申出てください。
- (2) ICチップの故障等によって、ICカード対応預金支払機等においてICチップを読取ること

ができなくなったことにより損害が生じても、当金庫は責任を負いません。

- (3) 当金庫の都合により、当金庫所定の方法で IC カードの再発行・再交付を行う場合があります。またその場合、当金庫所定の手数料をいただきます。

7. (特約の変更)

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上